十二　利　率　（別表のとおり）

十三　経過利子の払込み　㈠　募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第十号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365

㈡　発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記㈠の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記㈠の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。ただし、平成二十八年一月一日以後に初期利子の支払期が到来するものについては、この限りではない。

十四　利　子　第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五　償還期限　（別表のとおり）

十六　償還金額　額面金額百円につき百円

十七　入札の基準とする各発行対象国債の利回り　銘柄毎の基準利回は、平成二十七年十二月十日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回り（平成二十七年十二月十日午前九時以前に訂正された場合には、訂正後の当該単利利回り）とする。

十八　元利金支払場所　日本銀行

十九　入札参加者　財務大臣から通知を受けた者

二十　払込期日　平成二十七年十二月十四日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（十年）（第三百十三回）	一・三％	平成三十三年三月二十日	十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百十四回）	一・一％	平成三十三年三月二十日	十九億円
利付国庫債券（十年）（第三百十五回）	一・二％	平成三十三年六月二十日	八百八十六億円
利付国庫債券（十年）（第三百十六回）	一・一％	平成三十三年六月二十日	百八十一億円
利付国庫債券（十年）（第三百十九回）	一・一％	平成三十三年十二月二十日	千三百八十五億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十二回）	○・九％	平成三十四年三月二十日	二百九億円
利付国庫債券（十年）（第三百二十二回）	○・六％	平成三十五年十二月二十日	十七億円
利付国庫債券（十年）（第三百三十六回）	○・五％	平成三十六年十二月二十日	二十八億円
利付国庫債券（二十年）（第四十八回）	二・五％	平成三十二年十二月二十一日	五百一億円
利付国庫債券（二十年）（第四十九回）	二・一％	平成三十三年三月二十二日	五百億円
利付国庫債券（二十年）（第五十二回）	二・一％	平成三十三年九月二十一日	三十一億円
利付国庫債券（二十年）（第五十五回）	二・○％	平成三十四年三月二十一日	十七億円
利付国庫債券（二十年）（第五十七回）	一・九％	平成三十四年六月二十日	七億円
利付国庫債券（二十年）（第五十八回）	一・九％	平成三十四年九月二十日	四十五億円
利付国庫債券（二十年）（第六十五回）	一・九％	平成三十五年十二月二十日	百六十億円
利付国庫債券（二十年）（第六十六回）	一・八％	平成三十五年十二月二十日	二十三億円
利付国庫債券（二十年）（第七十一回）	二・二％	平成三十六年六月二十日	九億円
利付国庫債券（二十年）（第七十二回）	二・一％	平成三十六年九月二十日	百二十六億円
利付国庫債券（二十年）（第八十八回）	二・三％	平成三十八年六月二十日	二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第八十九回）	二・二％	平成三十八年六月二十日	四十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十三回）	二・○％	平成三十九年三月二十日	四十三億円
利付国庫債券（二十年）（第九十四回）	二・一％	平成三十九年三月二十日	二十五億円
利付国庫債券（二十年）（第九十七回）	二・二％	平成三十九年九月二十日	八十億円
利付国庫債券（二十年）（第九十九回）	二・一％	平成三十九年十二月二十日	五十億円
利付国庫債券（二十年）（第百回）	二・二％	平成四十年三月二十日	五十四億円
利付国庫債券（二十年）（第百二回）	二・四％	平成四十年六月二十日	百十五億円